

前橋市社会貢献等評価型一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事における入札参加者の地域社会への貢献及び工事成績を評価することにより、当該入札参加者の社会的貢献への意欲及び技術力の向上を図るために実施する社会貢献等評価型一般競争入札の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会貢献等評価型一般競争入札の方式)

第2条 社会貢献等評価型一般競争入札の方式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 社会貢献評価方式 次の各号に掲げる項目を評価する方式

ア 災害時における協力体制

本市と災害時における各種協定を締結している者又は前橋市防災協力事業所の登録をしている者であること。

イ 災害応急対応実績等

本市の要請に基づく本市域外における災害応急対応等の実績を有している者若しくは本市域内における災害応急対応等の実績を有している者又は建設機械を保有している者であること。

ウ 前橋市消防団協力事業所

前橋市消防団協力事業所の認定を受け、消防団活動に協力している者であること。

エ 若手技術者雇用

若手技術者（40歳未満）を一人以上雇用している者であること。

オ ワーク・ライフ・バランス推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定）又は青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者であること。

(2) 工事成績評価方式

前橋市優良建設業者表彰要綱（平成6年3月25日伺定め）第3条第1項に基づく優良建設事業者表彰受賞者及び前橋市工事成績評定及び通知公表要領（平成6年3月26日伺定め）に基づく工事成績評定点が良好な者を評価する方式

(社会貢献等評価型一般競争入札の対象等)

第3条 社会貢献等評価型一般競争入札の対象となる入札は、設計金額が1億円未満のもののうち、次の工事種別とする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 舗装工事
- (3) 建築一式工事
- (4) 電気工事
- (5) 管工事
- (6) 水道施設工事
- (7) とび・土工・コンクリート工事

2 社会貢献等評価型一般競争入札は、競争性が確保されるよう、入札参加要件を満たす者を7者以上確保することを原則とする。

3 社会貢献等評価型一般競争入札は、工事種別・等級ごとの年間発注予定件数の1割程度とする。ただし、年間発注予定件数が10件に満たない場合は、当該入札を実施しない。

(社会貢献等評価型一般競争入札に参加できる者)

第4条 社会貢献等評価型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げるとおりとし、その詳細を入札公告において明らかにする。

(1) 社会貢献評価方式

入札公告日時点において、第2条第1項第1号に掲げる評価項目のうち、設定した項目数以上を満たしている者。ただし、第2条第1項第1号イの災害応急対応実績等は、当該年度及び当該年度の前2年度における実績とする。

(2) 工事成績評価方式

入札公告年度の前2年度における当該入札の工事種別の優良建設業者表彰受賞者又は工事成績評定が工事内容、工事規模等を勘案して設定した点数以上の者。

2 前項の規定にかかわらず、入札公告年度の前2年度において、当該入札の工事種別で65点未満の工事成績評定を受けた者は、当該入札に参加できないものとする。

3 共同企業体の施工による工事の工事成績評定は、当該共同企業体のそれぞれ構成員の評価として取扱うものとする。

(入札参加資格審査に添付する書類)

第5条 社会貢献等評価型一般競争入札に参加する者は、社会貢献等評価型一般競争入札方式に係る評価項目申告書(様式第1号又は様式第1号の2)を入札参加資格の審査書類に添付して提出するものとする。

(条件付一般競争入札の適用)

第6条 この要領に定めるもののほか、社会貢献等評価型一般競争入札の実施に関する事項については、前橋市条件付一般競争入札取扱要領(平成6年6月23日伺定め)の例による。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

社会貢献等評価型一般競争入札評価項目申告書
(社会貢献評価方式用)

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

社会貢献等評価型一般競争入札（社会貢献評価方式）について、次の項目を満たしているので、関係書類を添えて提出します。
(該当する項目に☑を記入してください。)

☐災害時における協力体制

本市と災害時における各種協定を締結している者又は前橋市防災協力事業所の登録をしている者であること。

☐災害応急対応実績等

本市の要請に基づく本市域外における災害応急対応等の実績を有している者若しくは本市域内における災害応急対応等の実績を有している者又は建設機械を保有している者であること。

☐消防団協力事業所

前橋市消防団協力事業所の認定を受け、消防団活動に協力している者であること。

☐若手技術者雇用

若手技術者（40歳未満）を一人以上雇用している者であること。

☐ワーク・ライフ・バランス推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定）又は青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者であること。

発行責任者及び担当者

・発行責任者

(電話番号)

・担 当 者

(電話番号)

様式第 1 号の 2（第 5 条関係）

社会貢献等評価型一般競争入札評価項目申告書
(工事成績評価方式用)

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

社会貢献等評価型一般競争入札（工事成績評価方式）について、次の項目を満たしているので、関係書類を添えて提出します。

☐優良建設業者表彰受賞者

前橋市優良建設業者表彰要綱（平成 6 年 3 月 2 5 日伺定め）第 3 条第 1 項に基づく優良建設業者表彰受賞者であること。

(受賞工事の名称及び発注担当)

工事名	発注担当課

☐工事成績評定優良者

前橋市工事成績評定及び通知公表要領（平成 3 0 年 3 月 2 6 日伺定め）に基づく工事成績評定が公告に定める点数以上であること。

NO	工事名	検査日	評定点数	発注担当課
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
評定点数 合計				
評定点数 平均点（小数点以下切捨て整数止め）				

(注) 工事成績評定結果の通知されたすべての前橋市発注工事（水道局発注工事を含む。）について記載すること。対象工事件数が多い場合は、適宜、行数又は枚数を増やすこと。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担 当 者	(電話番号)